

(仮称)白井第二小学校区みどりの里づくり協議会会則(案)

2021/12/25

(名称)

第1条 本会は、「白井第二小学校区みどりの里づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民、各種団体、事業者及び行政がお互いを尊重し合い、相互の交流と活動を通じて、「伝統と新しさが調和するみどりの里」の形成に寄与することを目的とする。

(活動区域)

第3条 協議会の活動区域は、白井第二小学校区内(以下「第二小区」という。)とする。

(構成員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 第二小区に居住する住民
- (2) 第二小区で活動する自治会、各種団体及び個人
- (3) 第二小区に所在する事業所及び勤務者
- (4) 白井第二小学校の関係者
- (5) その他、第16条に規定する役員会(以下「役員会」という。)が必要と認める者

(代議員)

第5条 協議会に代議員を置き、代議員は、前条に規定する自治会、各種団体、事業所、白井第二小学校の関係者(以下「関係団体」という。)の代表者及び協議会の運営に参画することを希望する者並びにその他関係団体が推薦する者とする。

2 代議員は、各地域や関係団体における現状や課題の把握、第二小区の活性化に向けた意見、要望及び事業提案などを行うとともに、協議会の運営及び事業の執行に協力するものとする。

3 代議員の任期は3年とし、その数は、別表に定めるとおりとする。

(事務所)

第6条 協議会の事務所は、白井市公民センター内に置く。

(事業)

第7条 協議会は、第2条に規定する目的(以下「目的」という。)を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安心・安全に関すること
- (2) 自然環境の保全に関すること

- (3) 地域資源の活用に関する事
- (4) 歴史・文化の継承及び創造に関する事
- (5) 親睦・交流に関する事
- (6) 健康・福祉に関する事
- (7) 子どもの健全な育成に関する事
- (8) 情報の収集・発信に関する事
- (9) その他本会の目的達成に必要な事

2 協議会は、第二小区まちづくり計画を策定し、これを基本に事業を実施するものとする。

(役員)

第8条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 部会長 4名
- (4) 理事 12名以内
- (5) 会計 2名
- (6) 監査 2名

~~2 役員は、役員会において選出し、総会において承認する。~~

(役員職務)

第9条 役員職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従いその職務を代行する。
- (3) 部会長は、第17条に規定する専門部会との調整を図りながら、協議会の運営及び事業の執行にあたる。
- (4) 理事は、協議会の運営及び事業の執行にあたる。
- (5) 会計は、経理事務を行う。

~~(6) 監査は、事業及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会において報告する。~~

(監査)

第10条 協議会に監査2名を置き、協議会の事業及び経理の状況を監査し、その監査の結果を第15条に規定する総会（以下「総会」という。）において報告する。

2 監査は、第14条に規定する各会議に出席し、意見を述べるができる。

3 監査は、第8条に規定する役員を兼務することができない。

(役員等の選任)

第11条 役員及び監査（以下「役員等」という。）は、第16条に規定する役員会（以下「役員会」という。）において選出し、総会において選任する。

(役員等の任期)

第12条 役員等の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了又は辞任によって退任した役員等は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(顧問)

第13条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、目的達成のために必要な学識経験のある者のうちから、役員会において任期を定めて選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて役員会に出席し、協議会の運営及び執行に関し意見を述べることができる。

(会議)

第14条 協議会の運営にあたり次の各号に掲げる会議を開催する。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門部会

2 会議は、原則として公開する。ただし、会長が個人情報情報の保持、又は協議会の運営上必要があるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項に規定する各会議の招集は、開催日1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって各構成員に通知しなければならない。

(総会)

第15条 総会は、第5条に規定する代議員（以下「代議員」という。）をもって構成し、協議会の最高議決機関で、毎年1回会長が招集し、開催する。

2 会長が必要と認めたとき、又は代議員の過半数の請求があったときは、会長は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

3 総会は、代議員の過半数以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員に代理人として表決を委任することができる。

- 5 役員又は代議員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。
- 6 総会の議長は、出席した代議員の中から会長が指名し、書記及び議事録署名人は、出席した代議員の中から議長が選出する。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議、承認及び議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (3) 会則の制定または改廃に関すること
 - (4) 役員等の選任に関すること
 - (5) まちづくり計画の策定又は修正に関すること
 - (6) その他協議会の運営に関し必要と認められること
- 8 総会の議事録は、書面をもって作成し、議事録には、議長及び議事録署名人が署名する。

(役員会)

- 第16条 役員会は、役員等をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催し、会議の議長となる。
- 2 役員等の過半数の請求があったときは、会長は、速やかに会議を開催しなければならない。
 - 3 役員会は、役員等の過半数以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員等は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の役員に代理人として表決を委任することができる。
 - 5 役員等が、役員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる役員等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の役員会の議決があったものとみなす。
 - 6 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び議決する。
 - (1) 総会に提案する事案に関すること
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (3) その他会長が必要と認めること
 - 7 役員会の議事録は、書面をもって作成し、審議の経過及び結果の概要を記録する。

(専門部会)

第17条 協議会に次の各号に掲げる専門部会を置き、所管事項の企画及び執行にあたる。

(1) 安心・安全部会

交通安全、防災及び防犯に関すること

(2) 環境・文化部会

ごみの減量化・資源化、景観・環境美化及び伝統文化の保存活用に関すること

(3) 交流・福祉部会

交流の場づくり、外国人との共生、高齢者福祉及び子どもの健全育成に関すること

(4) 総務・広報部会

協議会の運営事務及び地域活性化、地域の魅力の発掘・発信に関すること

2 専門部会員は、第4条に規定する構成員の中から役員会において選任する。なお、構成員は、希望に応じ、複数の専門部会に所属することができる。

3 各専門部会は、25名以内で構成し、それぞれに部会長及び副部会長を各1名置き、専門部会員において互選する。

4 部会長は、第8条に規定する他の役員を兼務することができない。

5 部会長は、部会を代表し、部会活動全般を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

8 専門部会員の過半数の請求があったときは、部会長は、速やかに会議を開催しなければならない。

9 部会長は、必要の都度役員会に事業内容及び執行状況を報告する。

(経費)

第18条 協議会の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報の公開)

第20条 協議会の会議録及び会計帳簿は、原則として公開する。

(個人情報の保護)

第21条 構成員は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(解散)

第22条 協議会の解散は、代議員の4分の3以上の議決を必要とする。

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会において協議のうえ別に定める。

附則

- 1 この会則は、令和4年1月15日から施行する。
- 2 本会設立以前に白井第二小学校区まちづくり協議会設立準備会において決定した事項は、本会が決定したものとみなす。
- 3 協議会の設立当初の代議員及び役員の任期は、第5条第2項並びに第12条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和7年度の総会までとする。
- 4 協議会の設立初年度の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、設立した日から令和4年3月31日までとする。

別表（第5条関係）

職名	所属・区分	人数
代議員	関係団体の代表者	各団体2名以上、5名以内
	参画を希望する者	15名以内
	関係団体が推薦する者	各団体2名以内